

職員の勤務労働条件について（小委員会交渉）

令和元年7月22日（月）

局 側：総務部職員課長他

組合側：市従市民生活支部書記長他

（局 側）

5月29日に、大阪市従業員労働組合市民生活支部から申入れを受けた「勤務労働条件に関する要求書」について、4点目、5点目、6点目、9点目、10点目、12点目、13点目、14点目、15点目、16点目、17点目、18点目を交渉事項として取り扱うこととし、当局としての回答をお示しします。

まず、4点目、5点目、6点目ですが、本市の「市政改革プラン2.0」では、平成28年度から平成31年度までを取組期間とし、「質の高い行財政運営の推進」、「官民連携の推進」「改革推進体制の強化」の3つの改革の柱のもとに、52件の目標とそれを達成するための94件の取り組みを設定し、改革を推進しています。

当局では、市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市環境を確保し、持続可能な大都市のモデルとなる「環境先進都市大阪」の実現をめざすために、「大阪市環境基本条例」及び「大阪市環境基本計画」に基づき、環境の保全と創造に資するさまざまな施策に取り組んでいるところであります。

今後、経営形態変更や業務執行体制の変更等によって、勤務労働条件の変更等に関する事項が生じる場合は、協議を行いたいと考えており、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

9点目の項目についてですが、本年4月に、いわゆる働き方改革関連法が施行され、時間外勤務の上限規制が導入されることに伴い、本市においても、条例、規則に上限時間を規定いたしました。

長時間労働は職員の健康を損なうだけでなく、生産性の低下を招くものであり、ひいては市民サービスの低下にも繋がるものでありますから、これまでも是正に取り組んできたところですが、今回の法施行等を受け、今後、さらなる長時間労働の是正、職員のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む必要があるところであり、取組みへのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

10点目の項目についてですが、この間、「雇用と年金の接続」を図るため、「大阪市再任用制度要綱」に基づき、退職前の勤務成績が良好であり、任用する職の職務遂行に必要な知識・経験を有し、公務内の職務を遂行できると認められる者の中から、選考によりフルタイムによる再任用を実施しており、引き続き、制度に基づき対応をしております。

12点目、13点目についてですが、当局では、「環境局安全衛生管理規程」に基づき、労働安全衛生管理体制を確立し、職員の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成を図ることとしています。

また、環境局職員安全衛生計画を策定し、安全衛生活動方針に従い、組織的かつ継続的に安全衛生活動に取り組んでいるところであり、各職場安全衛生委員会においては、リスクアセスメントの手法を活用し、職場巡視等にリスクの明確を図り、災害の未然防止活動を推進しているところでもあります。引き続き、職員の安全意識の向上、安全や健康に配慮した職場づくりを目指し取り組んでまいります。

安全管理者・衛生管理者については、「環境局安全衛生管理規程」に基づき選任しており、退職や人事異動により安全管理者・衛生管理者が不在となった場合は、公費により新たに免許を取得させ対応するなど、今後も安全衛生対策の充実に向けて、安全に関する情報提供・共有、啓発活動に取り組むと考えております。

14点目の項目についてですが、平成28年3月に策定された「大阪市職員心の健康づくり計画（第2次）」にあわせ、当局では、「環境局心の健康づくり計画（2次）」を平成28年6月に策定し、引き続き環境局安全衛生委員会とも議論を行いつつ、環境局メンタルヘルスケア連絡会においてメンタルヘルス予防対策の取組みを進めているところであり、当局独自のメンタルヘルスラインケア研修の実施、メンタルヘルスケアに関する視聴覚教材・図書の貸し出し、「安全衛生つうしん」による情報発信を行ってきたところでもあります。

引き続き、職員が健康で働き続けられる職場環境づくりに取り組んでまいりたいと考えており、ご理解とご協力をお願いいたします。

15点目の項目についてですが、本年度の夏期熱中症対策については、予防対策として、熱中症予防対策セミナーの実施、WBGT計を活用した作業環境測定、「熱中症予防板」や「WBGT値表示板」の掲示による注意喚起を行うこととしているところでもあります。また、熱中症を疑う症状が、生じた場合の応急処置対策として、「瞬間冷却材」や「固形食塩」を事業用車両に配備いたしました。

熱中症予防対策については、職員一人ひとりが応急措置も含め正しい知識を持ち、熱中症にならない体調管理をすることが重要でありますから、「安全衛生つうしん」による情報発信を行ってきたところであり、引き続き取り組んでまいります。

16点目、17点目、18点目の項目についてですが、作業服等については、人事室での対応を踏まえ、対応したいと考えております。局貸与のヘルメットやアスベスト用防じんマスク等の保護具につきましては、これまで同様、適正に管理し、貸与したいと考えております。職場環境整備につきましては、現行どおりでお願いいたします。

以上でございます。

(組合側)

ただいま、当局より2019年度勤務労働条件に関する要求書に対する回答及び現時点の考え方が示されました。

大阪市では、「市政改革プラン2.0」が示されているとともに、「2019年度市政運営の基本方針」が策定されています。

支部は、単に行財政のみに視点をあてた、簡素・効率化のコスト論を優先した市政改革ではなく、「質の高い公共サービス」を提供し、大規模災害に備えた防災・減災対策を進め、基礎自治体としての公的役割と責務を果たし、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた、業務執行体制を構築することが、必要不可欠であると考えております。

組合員は、日常業務を通じて市民・利用者の意見・要望を把握するとともに、市民の声を反映したより良い公共サービスの提供に向け、働き方改革に基づく業務改善を進め、大阪市のまちづくりに貢献していると自負しているところであります。

さまざまな状況下において、現場が日々の業務を円滑に遂行するためにも、現業管理体制の充実を図るとともに、欠員が生じれば、即補充するよう求めておきます。

次に、支部は、組合員が働きやすい職場環境が必要であると考えているところであり、ワークライフバランスの実現、安全衛生対策、心の健康問題、熱中症対策、作業服・保護具の充実等の職場環境整備について、要求していますが、局として主体性をもって対応するよう改めて要請します。

自治労は、2018現業・公企統一闘争より、春闘段階から年間を通じた取り組みを進めるとして、第1次、第2次の取り組みゾーンを設定して闘いの強化を図ることとし、市従本部は、自治労に結集する立場から取り組みを進めています。そうしたことから、支部としてもこの時期をもって、全ての事項を解決することには成りませんが、各要求項目に誠意をもって対応されるよう改めて要請するとともに、今後、経営形態及び事務事業の見直しに伴い組合員の勤務・労働条件を変更する場合は、労使合意が大前提という労使間ルールを遵守し、十分な交渉・協議を行うよう強く要請しておきます。その上で、現時点での局からの回答について、一定了解することとします。

(局側)

以上をもちまして、本日の交渉を終了します。